

木造住宅供給支援システム認定実施要領

1 趣旨

この要領は、木造住宅供給支援システム認定規程（HW-支援001-2015）（以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、認定業務の細部に関し必要な処理方法を示したものである。

2 申請の受付と手順

2.1 新規申請

- ①規程第9条の規定による新規申請は、原則として毎年3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日を受付期限とする。
- ②新規申請は、新規申請書（規程様式4）と審査に必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。
- ③センターは、新規申請の受付に際し、申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で新規申請書等を受理するものとする。

2.2 更新申請

- ①規程第10条の規定による更新申請は、原則として認定有効期限の3ヶ月前を受付期限とする。
- ②更新申請は、更新申請書（規程様式5）と審査委員会の審査に必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。
- ③センターは、更新申請の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で更新申請書等を受理するものとする。

2.3 変更申請

- ①規程第11条の規定による変更申請は、原則として毎年四半期（3月、6月、9月及び12月）ごとに受け付けるものとする。
- ②変更申請に伴う取り扱いは、実施別記1に示すところによる。
- ③変更申請は、変更申請書（規程様式6）と審査委員会の審査に必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。
- ④センターは、変更申請の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で変更申請書等を受理するものとする。

2.4 変更届出

- ①規程第11条の規定による変更届出は、随時受け付ける。
- ②変更届出に伴う取り扱いは、実施別記1に示すところによる。
- ③変更届出は、変更届出書（規程様式7）と事務局審査に必要な内容を記載した関係書類を添付するものとする。
- ④センターは、変更届出の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で変更届出書等を受理するものとする。

2.5 センターは、新規申請書、更新申請書又は変更申請書を受理した場合、業務計画書（実施様式1）及び認定手数料の請求書を速やかに発行するものとする。

2.6 センターは、認定手数料の払い込みを確認のうえ、審査業務を開始するものとする。

3 認定の審査

3.1 事務局審査では委員会審査の予備審査として、建築基準法・令等の諸基準についての審査を行うものとする。

3.2 審査委員会、は別に定める委員会審査要領（HW-支援005-2015）にしたがい実施するものとする。

3.3 審査の過程で、軽微な不適合が確認された場合には、センターは当該申請者に改善策を求め、不適合が解消されたと判断できるまで、当該申請に係る審査を一時保留することができるものとする。

3.4 審査の結果、申請内容が認定に値しないと決定された場合には、センターは当

該申請者に理由を明示し、通知するものとする（規程様式3）。

4 認定書の交付

4. 1 認定（更新認定を含む）は、原則として、毎年7月1日、10月1日、1月1日及び4月1日に行うものとする。
4. 2 認定にあたっては、認定書（規程様式1）を交付するものとする。

5 認定書の再交付

認定を受けた者が認定書を汚損し、若しくは滅失したとき、又は届出事項であって変更内容を記載した認定書を必要とするときは、その申請（実施様式2）に基づき、既発行の認定書と引き替えに認定書を再交付することができるものとする。

6 サーベイランス

規程第13条に規定に基づき、センターは認定システムに関し必要があると認めたときは、認定を受けた者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

7 警告措置

7. 1 規程第14条の規定により警告の通知を受けた者は、速やかに警告内容についての是正・再発防止措置を講じ、センターに報告しなければならない。併せて、同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し提出しなければならない。
7. 2 7. 1の規定による是正・再発防止措置及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該警告措置を解除することができるものとする。

8 認定一時停止の場合の措置

8. 1 規程第15条の規定により認定の一時停止を受けた者は、認定システムの供給を停止し、既供給の認定システムの要件を満たすように努め、これを実施した旨の報告書をセンターに提出しなければならない。併せて、同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し提出しなければならない。
8. 2 8. 1の規定による報告書及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該警告措置を解除することができるものとする。

9 認定が失効した場合の措置

規程第6条第1項の規定により認定が失効した者は、原則として下表に示す措置を行わなければならない。

規程第6条第1項	認定システムの措置
(1)、(2)、(3)及び(4)	速やかに認定システムの供給を中止する。
(5)	センターと協議の上で、速やかに支援を行ったものの要件を満足するように努めるとともに、計画書を作成し、それを実施する。

10 認定結果等の公表方法

規程第4条第5項、第6条第2項及び第16条第3項に基づく公表は、センターのホームページ、新聞その他の方法によって行うものとする。

付則

制定：平成15年 8月 1日 住木技15第178号
施行：平成15年 8月 1日
改正：平成27年 6月15日 住木認27第 86号